

## 水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）の資格一覧

資格要件（政令第6条第1号～第4号、規則第14条第1号～第3号）						
	卒業	学科	衛生工学、水道工学 のいずれか	水道に関する技術上の 実務の従事経験年数		
					簡易水道等◆	
一 水道 布設 工事 監督 者	大学	土木工学	履修	2年以上	1年以上	
	旧制大学	土木工学				
	大学	土木工学	未履修	3年以上	1年6月以上	
	短大、高専、旧専門学校	土木		5年以上	2年6月以上	
	高校、中学校、旧制中学	土木		7年以上	3年6月以上	
	水道工事に関する実務経験10年以上（簡易水道等5年以上）					
	大学	土木工学	履修	左記卒業 後、大学院 （1年以 上）か大学 で専攻	1年以上	6月以上
	旧制大学	土木工学				
	大学	土木工学	未履修		2年以上	1年以上
	外国の学校において、上記の課程・学科目に相当する課程・学科目を上記に規定する学校において取得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者					
二	大学、旧制大学	土木工学以外の工学、理学、農学、 医学又は薬学又はこれらに相当する 学科目		4年以上	2年以上	
	短大、高専、旧専門学校			6年以上	3年以上	
	高校、中学校、旧制中学			8年以上	4年以上	
三				10年以上	5年以上	
四	大学、旧制大学	工学、理学、農学、医学又は薬学並 びにこれらに相当する学科目以外の 学科目		5年以上	2年6月以上	
	短大、高専、旧制専門学校			7年以上	3年6月以上	
	高校、中学校、旧制中学			9年以上	4年6月以上	
	一	外国の学校において、上記の学科目に相当する学科目を上記に規定する学校において取得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者				
三	厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者					

◆ 「簡易水道等」…簡易水道及び1日最大給水量が1,000m以下である専用水道

(注) 簡易水道等において、次のときには、有資格者の設置を要しない。

消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによって給水することができるもの